

## 深川市庁舎整備検討会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 深川市庁舎の整備に関し、広く市民からの意見を聴くため、深川市庁舎整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果について市長に意見を述べることができるものとする。

(1) 深川市庁舎整備に向けた基本的な計画の策定に関すること。

(2) その他市庁舎整備等に関し必要と認められる事項

### (組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織し、市民のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了したときまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この訓令は、平成31年4月18日から施行する。

2 この訓令による最初の検討会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。